

「林業公社の経営対策等に関する検討会」最終とりまとめに関する論点(案)

1 現状

(1) 林業公社数

- 36都道府県に40公社(平成21年1月末時点)
- 平成19年度に岩手県及び大分県では、林業公社を廃止し、県が資産及び債務を引き受け
- 林業公社により造成されている分収林は約40万 ha

(参考)

(単位: 万ha)

民有林	国有林	地方公共団体保有林	林業公社	合計
1, 409 (56%)	784 (31%)	280 (11%)	39 (2%)	2, 512 (100%)

(2) 林業公社の経営状況

- 長期借入金残高 1兆392億円(平成19年度末)

(3) 都道府県及び林業公社が単独で実施している経営改善策

- 利子負担軽減対策
 - 県による無利子貸付、県による利子補給、県貸付金の償還繰り延べ 等
- 事業コストの削減
 - 人件費等の抑制、組織の統廃合、施業基準の見直し、低コスト作業路の整備、新規造林の中止、長伐期施業への移行、不採算森林の整理 等
- 収益性の向上
 - 分収割合の見直し、間伐収入の確保 等

(4) 国の施策

- 利子負担軽減対策
 - ・森林整備活性化資金(無利子)による金利負担の軽減
 - ・特別交付税による債務利子負担の軽減
- 事業コストの削減・収益性の向上
 - ・長伐期化・広葉樹林化の推進
 - 公的森林整備推進事業(森林整備・林道整備等)
 - ・定額助成(間伐・路網)による出材コストの軽減
 - 条件不利森林公的整備緊急特別対策事業
 - 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業
 - 路網整備地域連携モデル事業
 - 森林整備加速化・林業再生事業

森林整備地域活動支援交付金(森林情報収集・境界の明確化)

➤ その他

- ・分収林契約変更等への支援
「美しい森林」共同整備特別対策事業
- ・利用間伐推進資金による償還期間の延長

2 課題

- (1) あらゆる取組の前提として、現状の林業公社の経営方針、経営状況等について検証するとともに、的確な情報開示等を行う必要があるのではないか。その上で、今後の林業公社の役割とあり方について検討すべきではないか。
- (2) 国による支援策の拡充の前提として、まず林業公社や設立主体である都道府県が自ら実施できる経営対策を主体的かつ徹底的に実施する必要があるのではないか。
- (3) 現行の債務の状況を踏まえると、今後の伐採収入を考慮しても、大半の林業公社で長期債務の解消の目処が立たないと見込まれ、更なる利子負担軽減策を実施する必要があるのではないか。
- (4) 一層の経営合理化努力を前提に、将来にわたる継続的な林業公社経営が行えるよう、事業コストの削減、収益性の向上に向けた支援策を拡充するとともに、継続的に講じる必要があるのではないか。
- (5) 木材需要を喚起する施策を実施するとともに、生産・加工・流通の体制を整備する必要があるのではないか。
- (6) 今後、契約に基づく伐期を迎える森林が急増する中、多様な森林への誘導、皆伐後の再造林の確保など既往造林地の取扱を適切に行う必要があるのではないか。
- (7) 今回の経営対策を講じても、将来にわたる継続的な経営の見通しが立たない林業公社については、廃止に向けて必要な措置を講じるとともに、その後の森林整備のあり方について検討する必要があるのではないか。

3 林業公社の経営対策及び森林整備のあり方の検討にあたっての論点

(1) 林業公社の経営状況等の情報開示と林業公社のあり方の検討

- ・ 現状の経営方針、経営状況等について検証、評価、情報開示の徹底。
- ・ 林業公社の役割、あり方の検討。

(2) 経営対策

- ① 林業公社及び都道府県による更なる経営対策の取組
林業公社及び都道府県における自ら実施できる経営対策の更なる取組。
- ② 利子負担軽減対策
利子負担軽減策の拡充。
- ③ 事業コストの縮減、収益性の向上
事業コストの縮減、収益性の向上を図ることができるよう、補助事業等の拡充。
- ④ 林業公社を廃止する場合の措置
 - ・ 廃止する場合の損失補償等に要する経費に対する措置。
 - ・ 都道府県が公社造林を継承する場合の措置。

(3) 将来の森林整備のあり方の検討

- ① 多様な森林づくりに向けた合意形成
長伐期化、針広混交林化等多様な林相へ転換を図るために必要な措置。
- ② 先導的な森林経営の展開
一定のまとまりのある林業公社造林地を一団の森林として多様な森林づくりの実践等に活かしていくための必要な措置。
- ③ 木材需要の喚起及び生産・加工・流通体制の整備
木材加工施設の整備などの木材需要喚起及び生産・加工・流通体制の整備を支援する措置。